

## 田舎館村原油価格・物価高騰対策緊急支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰又は物価高騰の影響を受けている中小企業者等（以下「者」という。）の経済支援を目的として、田舎館村原油価格・物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

### (交付の対象)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年10月1日までに営業等収入（農業収入は除く。）があること。
- (2) 令和4年10月1日現在、営業実態があり、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 村内に主たる事業所を有する者又は村内に住所を有する個人事業者であること。
- (4) 令和2年に交付した田舎館村農業者緊急支援給付金を受給していないこと。
- (5) 市町村に納付すべき税金を滞納していないこと（徴収を猶予されているものは除く。）。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、法人10万円、個人事業者5万円とし、交付回数は1回限りとする。

### (申請期限)

第4条 支援金の申請期限は令和4年11月30日までとする。

### (交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田舎館村原油価格・物価高騰対策緊急支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年10月1日までの営業等収入（農業収入は除く。）のわかる書類【令和3年の確定申告書類の控えの写し等】
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し【個人事業者のみ】
- (3) 振込先口座の写し
- (4) 令和3年度市町村に納付すべき税金の領収書
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定による支援金の交付を決定したときは、田舎館村原油価格・物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し支援金を交付するものとする。

(返還)

第7条 村長は、支援金の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めたときは、支援金の交付の決定を取り消し、返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。